第六項	被合併法人等十年前事業年度開始日	被合併法人等二年前事業年度開始日
	前項	第十一項の規定により読み替えられた前項
	第六十八条の九十二第六項第二号	第六十八条の九十二第十三項の規定により読み替えられた同条第六項第二号
	個別課税済金額又は課税済金額	個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額
第六項第一号	個別課税済金額	個別間接配当等又は個別間接課税済金額
	分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度
	請求権勘案直接保有株式等のうちに	間接保有の株式等の数（法第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。以下この項において同じ。）のうちに
	請求権勘案直接保有株式等の占める	間接保有の株式等の数の占める
第六項第一号イ及びロ	請求権勘案直接保有株式等	間接保有の株式等の数
第六項第二号	課税済金額	間接配当等又は間接課税済金額
	分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度
	請求権勘案直接保有株式等の	間接保有の株式等の数の
第六項第二号イ及びロ	請求権勘案直接保有株式等	間接保有の株式等の数

第三十九条の百二十第一項中「第六十八条の九十第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第三項及び第四項中「第六十八条の九十第一項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第五項中「第六十八条の九十第七項」を「第六十八条の九十第八項」に、「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、「（第三項を除く。）」を削り、同条第六項中「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、「（第三項を除く。）」を削る。

第三十九条の百二十の二第一項第二号中「及び第三十九条の百二十の四第二項」を削り、「第七十二条の三各号」を「第七十二条各号」に改め、同条第七項第二号中「百分の二十五」を「百分の二十」に改める。

第三十九条の百二十の三第一項中「次条第一項」を「次条」に改め、同条第二項中「（同条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えられた同号に規定する政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を加算した金額）」を削る。

第三十九条の百二十の四の見出し中「計算等」を「計算」に改め、同条第一項中「第三十九条の百十六第一項及び第二項」を「第三十九条の百十六」に改め、同条第二項を削る。

第三十九条の百二十の五第一項中「第六十八条の九十三の二第四項第一号に規定する」を「第六十八条の九十三の二第三項第一号に規定する」に改め、同項第一号から第五号までの規定中「第六十八条の九十三の二第四項第一号」を「第六十八条の九十三の二第三項第一号」に改め、同項第六号中「同条第四項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、同号イからハまでの規定中「第六十八条の九十三の二第四項第一号」を「第六十八条の九十三の二第三項第一号」に改め、同条第二項中「第三十九条の百十七第二項及び第三項」を「第三十九条の百十七第八項及び第九項」に、「第六十八条の九十三の二第四項第一号」を「第六十八条の九十三の二第三項第一号」に、「第三十九条の百十七第二項第一号」を「第三十九条の百十七第八項第一号」に改め、同条第三項中「第三十九条の百十七第四項」を「第三十九条の百十七第十一項」に、「第六十八条の九十三の二第四項第二号」を「第六十八条の九十三の二第三項第二号」に改める。

第三十九条の二十の八第一項中「第三十九条の二十の八第一項」を「第三十九条の二十の九第一項」に改め、「第六十八条の九十三の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第三項中「第六十八条の九十三の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第四項中「第六十八条の九十三の二第八項」を「第六十八条の九十三の二第九項」に、「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、「（第二項を除く。）」を削り、「第三十九条の百二十の六」を「第三十九条の百二十の七」に改め、同条第五項中「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、「（第二項を除く。）」を削り、「第三十九条の百二十の六」を「第三十九条の百二十の七」に改め、第三章第二十八節中同条を第三十九条の百二十の九とする。

第三十九条の百二十の七の見出しを「（特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等）」に改め、同条第五項中「第六十八条の九十三の四第二項前段」の下に「又は第八項前段」を加え、「益金不算入」を「配当等の益金不算入」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第六十八条の九十三の四第一項」の下に「、第三項、第七項又は第九項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第六十八条の九十三の四第五項」を「第六十八条の九十三の四第六項」に、「第六十八条の九十二第五項から第八項まで」を「第六十八条の九十二第六項」に、「第三十九条の百十九第三項」を「第三十九条の百十九第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の五項を加える。

5　法第六十八条の九十三の四第十項第一号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額は、同号に規定する期間において同号の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額であつて次に掲げるものとする。

一　当該他の外国法人の個別課税対象金額若しくは個別部分課税対象金額又は法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額若しくは同条第四項に規定する部分課税対象金額（法第六十八条の九十三の四第十項第一号の連結法人の配当連結事業年度（同号に規定する配当連結事業年度をいう。第七項において同じ。）又は同号に規定する前二年以内の各連結事業年度等の連結所得の金額又は所得の金額の計算上益金の額に算入されたものに限る。次号において「個別課税対象金額等」という。）の生ずる事業年度がない場合における当該他の外国法人から受けたもの

二　当該他の外国法人の個別課税対象金額等の生ずる事業年度開始の日（その日が二以上ある場合には、最も早い日）前に受けたもの

6　法第六十八条の九十三の四第十項第一号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する期間において同号の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（同号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額を除く。）につき、第三十九条の百十九第八項の規定の例により計算した金額とする。

7　法第六十八条の九十三の四第十項第二号イに規定する政令で定める金額は、同号イの他の外国法人に係る適用対象金額（特殊関係株主等である連結法人の配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される個別課税対象金額に係るものに限る。）又は部分適用対象金額（特殊関係株主等である連結法人の配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される個別部分課税対象金額に係るものに限る。）につき、第三十九条の百十九第九項の規定の例により計算した金額とする。